

# 新型コロナウイルス感染症への当面の対応方針について

令和2年2月26日

鶴岡市新型コロナウイルス感染症対策本部決定

---

## 〔趣 旨〕

本市では、新型コロナウイルス感染症対策については、1月31日に関係部課長会議、2月19日に対策本部の準備会議を開催するとともに、市民への感染予防の啓発及び主要観光施設や公共施設へのアルコール製剤等の設置等の予防措置を講じてきたところである。今般、政府が25日付けで対策の基本方針を決定し、24日付けの専門家会議の見解においても、ここ1～2週間が拡大か収束かの瀬戸際としており、重要な局面を迎えていることから、本市としても、「鶴岡市新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げ、当面の対応方針を定め、取り組むこととする。

## 〔対応の基本方針〕

### 1. 卒業式等における新型コロナウイルス感染症への対応について

- (1) 2月25日付け山形県教育委員会通知を踏まえ、本日付けで鶴岡市及び市教育委員会より各市立保育園、小中学校あてに通知を発出する。(資料4)

### 2. 市が主催するイベント等の開催について

- (1) 政府の対策の基本方針及びその後の政府対策本部、県等における検討状況を注視し、全国的なスポーツ等のイベントであつて、①3月15日まで開催するもの、②3月15日以降に開催するものを精査し、その対応について明確化する。

(2) 基礎疾患及び認知症を有する高齢者等を対象とした事業については、感染した場合に重症化リスクも高いため、3月15日(日)まで開催するイベント等を原則、中止とする。

なお、当該日以降の対応については、今後の国・県等の動向を踏まえ、改めて検討する。

(3) 今後、庄内保健所の管轄する区域において、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合には、イベント等の内容、規模等に応じ、対策本部において、その中止、縮小、延期等について判断する。

### 3. 新型コロナウイルス感染症の予防等について

(1) 国・県等から発せられた文書を踏まえたこれまでの市の取り組みに加え、感染予防に関する注意喚起のチラシ(資料5)を2月28日及び3月1日に全戸配布し更なる周知を図る。

(2) 発熱等の風邪の症状がみられるときは無理せず休むなど、市職員が予防等に万全を期すよう訓を発出した(資料6)(2/26付)

### 4. 今後の進め方について

(1) 国・県等から発せられる新型コロナウイルス感染症への対策の詳細について、的確な情報の把握に努める。

(2) 庄内保健所との連携の在り方や感染者疑似者及び感染患者の救急搬送の在り方等について、関係機関と協議を行い、適確に対応する。

(3) 今後、各業界への影響も含め、動向に注視しつつ、必要に応じ対策本部会議を開催する。